熊本県障がい福祉計画

第5期熊本県障がい福祉計画/第1期熊本県障がい児福祉計画

(平成30年度~令和2年度) 施策の実績

○熊本県障がい福祉計画について

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して策定するものです。

本県においては、「くまもと障がい者プラン」に定める事項のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図るための実施計画として位置付けています。

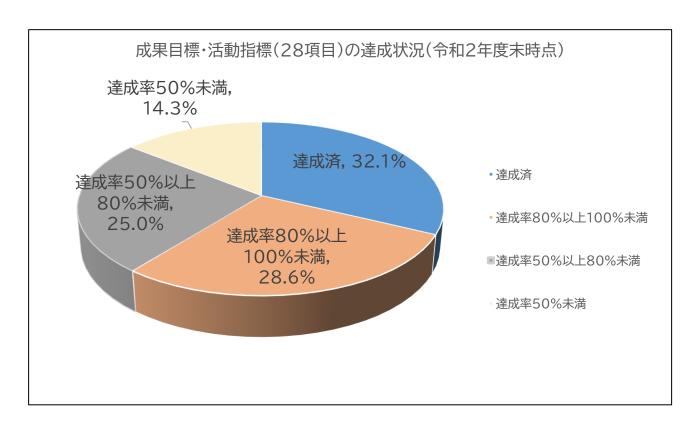
また、市町村においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定しており、県は、 市町村計画の達成に資するため、広域的な見地からの助言や情報提供を行うほか、市 町村計画における各種サービスの見込量等をもとに、県計画の見込量等を定めるな ど、市町村計画との整合性を図っています。

熊本県障がい福祉計画に関する施策の実績

第5期熊本県障がい福祉計画/第1期熊本県障がい児福祉計画 平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度)

(1) 成果目標・活動指標の達成状況

第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画(以下、「第5期計画」)は、平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度)の3年間の計画でした。計画に掲げた成果目標や、目標達成のための活動指標の実績は、次のとおりです。



新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、福祉施設から一般就労への移行に向けた成果目標や、各種協議会の開催に関する成果目標など、達成率が50%未満の目標もありましたが、達成率で示すことのできる成果目標28項目のうち、「施設入所者数(H28年度末実績からの累計)」など9項目が目標達成、「精神病床における早期退院率」など8項目が達成率80%以上となり、全体の約6割にあたる17項目が達成率80%以上となりました。

(2) 各成果目標・活動指標の実績等

第5期計画における成果目標・活動指標の実績及び今後の方向性は、次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【概要】

障がい者等の地域生活への移行を進める観点から、地域生活移行者数の増加、施設入所者数の減少に関する目標を設定しました。

【成果目標】

① 地域生活移行者数の増加

平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数の8.0%(<u>237人</u>)以上が、令和2年度(2020年度)末までに地域生活へ移行する。

② 施設入所者数の減少

令和2年度(2020年度)末時点の施設入所者数を平成28年度(2016年度)末時点から2.0%(**60人**)以上削減する。

【成果目標達成状況】

成果目標	H30 実績	R1 実績	R2 実績
①地域生活移行者数の増加 (H28 年度末実績からの累計)	72人	98人	123人
②施設入所者数の減少 (H28 年度末実績からの累計)	74 人	84人	118人

R2 目標	達成率
237人	51.9%
60人	196.7%

【課題・今後の方向性】

- ○地域生活への移行については、平成18年度の第1期障害福祉計画から成果目標を掲げて推進し、施設での取組が進んだことにより、軽度者や若年層などの移行が進んだ一方、地域移行が難しい重度障がい者や高齢障がい者の施設入所が継続しています。
- ○地域生活への移行を希望する重度障がい者や高齢障がい者に対応するため、今後は日中 サービス支援型指定共同生活援助による常時の支援体制の確保等を進め、施設入所者の 地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【概要】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める観点から、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置や、精神病床における長期入院患者数の減少及び早期退院率に関する目標を設定しました。

【成果目標】

① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

令和2年度(2020年度)末までに<u>全ての障がい保健福祉圏域ごとに</u>、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少 令和2年度(2020年度)末の1年以上長期入院患者数を、65歳以上は<u>3,113</u> 人、65歳未満は1,273人とする。

③ 精神病床における早期退院率の上昇

令和2年度(2020年度)における、入院後3か月時点の退院率を<u>69%以上</u>、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

【成果目標達成状況】

成果目標		H30 実績	R1 実績	R2 実績
①圏域ごとの保健、医療、福祉 関係者による協議の場の設置		80%	100%	100%
②精神病床における 1	65歳 以上	3,498人	3,458人	3,523人
年以上長期入院患者数	65歳 未満	1,460人	1,355人	1,307人
	3か月 時点	54.6%	54.8%	55.9%
③精神病床における早 期退院率	6か月 時点	76.8%	80.5%	78.3%
	1年 時点	86.2%	88.2%	87.3%

R2 目標	達成率
100%	100%
3,113人	88.4%
1,273人	97.4%
69%以上	81.0%
84%以上	93.2%
90%以上	97.0%

【課題・今後の方向性】

○精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が 地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも 対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援拠点等の整備

【概要】

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、地域生活支援を更に推進する観点から、地域における居住支援に求められる以下の機能を持った拠点等の整備に関する目標を設定しました。

[居住支援に求められる機能]

- ○相談(地域移行、親元からの自立等)
- ○体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)
- ○緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- ○専門性(人材の確保・養成、連携等)
- ○地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

【成果目標】

令和2年度(2020年度)末までに、地域生活支援拠点等を<u>各障がい保健福祉圏域</u> <u>に少なくとも1つ(県内11か所</u>)を整備する。

【成果目標達成状況】

成果目標	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R2 目標	達成率
地域生活支援拠点の整備	3 圏域	4 圏域	6 圏域	全圏域	60%
地域土冶义波拠点切登開	(3か所)	(7か所)	(9か所)	(11か所)	(81.8%)

※なお、令和3年(2021年)10月現在は、全圏域(19か所)で整備済み。

【課題・今後の方向性】

- ○令和2年度末までの整備実績は6圏域ですが、その後、残る圏域において整備が進んだことから、令和3年10月には、県内全圏域で地域生活支援拠点の整備が完了しました。よって、第6期計画では、各圏域で整備された地域生活支援拠点の充実を図るため、運用状況などの検証を行うこととしています。
- ○障がい者の高齢化や重度化をはじめ、「親亡き後」の生活に対応できるよう、障害福祉サービスを提供する人材の確保や資質の向上を図り、日常生活を支える相談支援体制の充実を図ることとしています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【概要】

福祉施設利用者の一般就労への移行を進める観点から、一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数、事業所ごとの就労移行率、就労定着支援事業利用者の職場定着率に関する成果目標を設定しました。

また、成果目標を達成するため、障がい保健福祉及び労働施策の双方から重層的に取り 組む就労支援の指標として、福祉施設から一般就労への移行等に関する活動指標を設定し ました。

【成果目標・活動指標】

○成果目標

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

令和2年度(2020年度)中に、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 を通じて、一般就労に移行する者の数を平成28年度(2016年度)実績(230人) の1.5倍(345人)以上とする。

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

令和2年度(2020年度)末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度(2016年度)末の利用者数(404人)の2割(1.2倍:485人)以上増加する。

③ 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率の上昇

令和2年度(2020年度)において、就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就 労移行率が3割以上の事業所を全体の50%以上とする。

④ 就労定着支援事業利用者の職場定着率の設定

令和2年度(2020年度)において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とする。

○活動指標

活動指標	R 2目標値	考え方
①就労移行支援事業及び就		令和2年度(2020年度)において、就労
労継続支援事業利用者の一	<u>341人</u>	移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者
般就労移行者数		のうち、一般就労移行者の数
		令和2年度(2020年度)において、福祉
②職業訓練の受講者数	<u>3人</u>	施設から一般就労に移行する者のうち、職業
		訓練の受講者数
		令和2年度(2020年度)において、福祉
③福祉施設から公共職業安	0261	施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援
定所への誘導者数	836人	を受けることができるよう、福祉施設から公
		共職業安定所へ誘導する福祉施設の利用者数
		令和2年度(2020年度)において、福祉
② 存れ歩記から 陪実者部		施設から一般就労に移行する者が障害者就
④福祉施設から障害者就 業・生活支援センターへの	2221	業・生活支援センターによる支援を受けるこ
業・生活支援センターへの	<u>333人</u>	とができるよう、福祉施設から障害者就業・
誘導者数		生活支援センターへ誘導する福祉施設の利用
		者数
⑤公共職業安定所の支援を		令和2年度(2020年度)において、公共
受けて就職する福祉施設利	244人	職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設
用者数		の利用者数

【成果目標・活動指標達成状況】

○成果目標

成果目標	H30 実績	R1 実績	R2 実績
①福祉施設利用者の一般就労 への移行者数の増加	261人	279人	230人
②就労移行支援事業の利用者 数の増加	414 人	382人	366人
③就労移行支援事業の事業所 ごとの就労移行率の上昇	37.9%	46.8%	37.8%
④就労定着支援事業利用者の 職場定着率の設定	_	85.1%	91%

R2 目標	達成率
345人	66.7%
485人	75.5%
50%以上	75.6%
80%以上	113.8%

○活動指標

活動指標	H30 実績	R1 実績	R2 実績
①就労移行支援事業及び就労 継続支援事業利用者の一般就 労移行者数	261人	277人	218人
②職業訓練の受講者数	12人	12人	10人
③福祉施設から公共職業安定 所への誘導者数	335人	293人	270人
④福祉施設から障害者就業・生 活支援センターへの誘導者数	123人	78人	60人
⑤公共職業安定所の支援を受け て就職する福祉施設利用者数	133人	125人	89人

R2 目標	達成率
341人	63.9%
3人	333.3%
836人	32.3%
333人	18.0%
244人	36.5%

【課題・今後の方向性】

- ○一般就労への移行については、新型コロナウイルス感染症や令和2年の豪雨災害等により、企業側の求人数の減少や、実習等の受け入れの制限等が課題となっています。
- ○第6期計画においても、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標や活動指標について、国の基本指針や本県の現状に合わせて設定し、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【概要】

重層的な地域支援体制や特別な支援が必要な障がい児への支援体制の構築を進める観点から、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児の支援並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する目標を設定しました。

【成果目標】

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・令和2年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを<u>各障がい保健福祉圏</u> 域に少なくとも1か所以上(県内11か所)設置する。
 - ・令和2年度(2020年度)末までに、<u>全ての市町村において</u>、<u>保育所等訪問支援を</u>利用できる体制を構築する。
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度(2020年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を<u>各市町村に少なくとも1か所以上確保</u>する。(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保)

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度(2018年度)末までに、<u>県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において</u>、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための<u>協議の</u>場を設置。(市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での圏域での設置)

【成果目標達成状況】

成果目標		H30 実績	R1 実績	R2 実績
①重層的な地域支援体制の	セン	9 圏域	9圏域	全圏域
構築を目指すための児童発	ター	(15か所)	(16か所)	(17か所)
達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実	保訪	9 圏域	全圏域	全圏域
②主に重症心身障がい児を	IH 22%	0圏4:	O 図 -1	O 医
支援する児童発達支援事業	児発	8圏域	8圏域	8圏域
所及び放課後等デイサービ ス事業所の確保	放デイ	8圏域	8圏域	8圏域
③医療的ケア児支援のため	県	設置済	設置済	設置済
の関係機関の協議の場の	圏域	2圏域	4圏域	4圏域
設置	市町村	10 市町村	17市町村	17 市町村

R2 目標	達成率
全圏域	100%
(11か所)	(154.5%)
全圏域	100%
全圏域	80%
全圏域	80%
設置	100%
全圏域	40%
土固以	37.8%

【課題・今後の方向性】

- ○障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよ うに、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援につい ては県又は政令市を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な 発達支援を行う障害児通所支援等の充実と 地域支援体制の構築を図ります。
- ○また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機 関との連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。
- ○さらに、心身の状況に応じた保健、医療、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者が連携を図るための協議の場の設置や、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。
- ○加えて、医療的ケア児が保健、医療、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 発達障がい者等に対する支援

【概要】

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受ける体制を整備する観点から、発達障がい者支援地域協議会の開催数、発達障がい者支援センターによる相談支援件数、発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数並びに発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数に係る見込量を設定しました。

【活動指標】

活動指標	R2目標値	考え方		
①発達障がい者支援地域協議会の開催 数	2回	令和2年度(2020年度)において、		
		地域の支援体制の課題の把握及び対応に		
		ついての検討を行うために必要な発達障		
		がい者支援地域協議会の開催回数		
②発達障がい者支援センターによる相 談支援件数	<u>6,700件</u>	令和2年度(2020年度)において、		
		市町村等での対応が困難であり、発達障		
		がい者支援センターによる相談支援を必		
		要とする相談件数		
③発達障がい者支援センター及び発達		令和2年度(2020年度)において、市町		
障がい者地域支援マネジャーの関係機	<u>591件</u>	村等での対応が困難であり、左記センター		
関への助言件数		/マネジャーの助言を必要とする助言件数		

④発達障がい者支援センター及び発達		令和2年度(2020年度)において、		
障がい者地域支援マネジャーの外部機	<u>719件</u>	個々の発達障がいの特性に関する理解が		
関や地域住民への研修、啓発件数		図られるために必要な研修、啓発件数		

【活動指標達成状況】

活動指標	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R2 目標	達成率
①発達障がい者支援地域協議 会の開催数	2回	1 🛭	1 🗇	2回	50.0%
②発達障がい者支援センター による相談支援件数	6,582件	6,457件	6,729件	6,700件	100.4%
③発達障がい者支援センター及 び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	438件	527件	589件	591件	99.7%
④発達障がい者支援センター及 び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への 研修、啓発件数	893件	1,105件	808件	719件	112.4%

【課題・今後の方向性】

- ○発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の 実情を踏まえつつ、県内3か所の発達障がい者支援センターにおいて、市町村や事業所 等への支援、連携体制の構築等を行う発達障がい者地域支援マネジャーの配置等を適切 に進めます。
- ○発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が 重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方 法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニ ング等の実施により、発達障がい者等の家族等に対する支援体制を整備します。
- ○また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確 に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に 行うことができる医療機関等の確保に努めます。